

自然災害への対応について

瀬戸市立幡山西小学校

1 台風時における児童の登下校

(1) 児童が登校する以前に、名古屋地方気象台から瀬戸市に暴風警報が発表された場合

※平成22年5月より、警報は市町村ごとに発表されるようになりました。

- ① 午前6時までに暴風警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- ② 午前6時から午前11時までに暴風警報が解除された場合は、5限目から(13:35開始)授業を始めます。
- ③ 午前11時以降に暴風警報が継続されている場合は、授業を行いません。

※ ①や②の場合、道路の冠水や河川の増水等により登校が危険と判断されたときは、自宅待機・家庭学習。危険がないと判断されたら登校させてください。

(2) 児童の登校後に、名古屋地方気象台から瀬戸市に暴風警報が発表された場合

授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させるか、家の方のお迎えを待ちます。ただし、通学路の通行が危険と認められる時や帰宅が困難と認められる時は、当該児童の安全を校内において確保し、メール配信します。

2 東海地震を含む地震に関する対応

午前6時まで		午前11時まで	午前11時以降
注意情報発令中 または 警戒宣言発令中	注意情報解除 警戒宣言解除	注意情報解除 警戒宣言解除	注意情報発令中 または 警戒宣言発令中
自宅待機	平常授業	<u>5限目(13:35)から授業開始</u>	休校(家庭学習)

お願いと確認

- (1) 「東海地震注意情報」が発令されたら、児童はすぐに下校の準備をし、待機します。「注意情報」は、テレビ・ラジオなど様々なメディアから流されます。こうした情報に注意していただき、お子さんの帰宅・待機に支障がないようにご配慮願います。また、この段階から電話回線が混雑し、つながらないことが予想されます。日頃からお子さんと非常時の際のことについて十分な確認をしておいてください。

徒歩で誰が迎えに行くか、迎えにいくのにどのくらい時間がかかるか、(自宅や勤務先)など詳細な確認をしておいてください。

- (2) 「東海地震注意情報」発表の段階から避難・待機場所は、教室になります。お子さんのお迎えは教室にお越しくください。あわせて、本校は「警戒宣言」の発表後に地域の避難場所になります。

【保存版】ご家庭のよく見える場所に掲示してください。